

会 議 録

会議の名称	第5期 第7回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成29年11月17日（金） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市 前原暫定集会施設 B会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、荒井 康善委員 赤濱 高之委員、緒方 澄子委員、小幡 美穂委員、川久保 敦子委員 小松 淳委員、田畑 裕委員、馬場 利明委員、久野 紀子委員 平田 勇治委員、ポーバル 聡美委員、室岡 利明委員、森田 史雄委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第5期 第7回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

第5期 第7回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(司会)

第7回、小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。
まず配付資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

- 資料1、就労支援センター10周年記念講演チラシ
 - 資料2、地域生活支援拠点等の整備促進について
 - 資料3、全体会8月31日会議録
 - 資料4、小金井市保健福祉総合計画市民説明会（市報11月1日号掲載）
 - 資料5、障害者計画・第5期障害福祉計画（パブリックコメント案）
 - 資料6、障害者週間（市報11月1日号掲載）
 - 資料7、障害者週間シンポジウム企画書案
 - 資料8、障害者週間シンポジウムタイムテーブル案
 - 資料9、障害者週間シンポジウム会場レイアウト案
 - 資料10、障害者週間シンポジウムチラシ・ポスター案
 - 資料11、障害者週間シンポジウム進行案
 - 資料12、障害者週間シンポジウム当日配布資料案（次第）
 - 資料13、障害者週間シンポジウム当日配布資料案（パワーポイント）
 - 資料14、障害者週間シンポジウム当日配布資料案（自立支援協議会とは）
 - 資料15、障害者週間シンポジウム当日配布資料案（アンケート）
 - 資料16、東京都主催 障害者差別解消法シンポジウムチラシ
 - 資料17、小金井市保健福祉総合計画策定委員会9月22日意見書提出（矢野委員）
 - 資料18、小金井市保健福祉総合計画策定委員会10月21日意見書提出（矢野委員）
 - 資料19、特別支援教育について（文科省対応指針）
 - 資料20、障害者差別解消法（合理的配慮事例集）内閣府
- 資料は以上です。

1 各部会から報告

(1) 相談支援部会

事務局側に地域生活支援拠点等の整備について、近隣市町村の状況を把握していただき、その資料作りをお願いします。

それができましたら、皆様に御紹介できたらと思っております。

(2) 生涯発達支援部会

基本的には障害者計画・障害福祉計画の議論をして来ました。その中身については、各毎月の合同部会でお話をさせていただきましたので、割愛いたします。

(3) 生活支援部会

障害者計画・障害福祉計画の検討をしており、前回、報告を出していますので割愛します。

2 事務局からの報告事項

(事務局)

この後の協議事項とあわせてさせていただきますので現時点では特にございませぬ。

3 協議事項（資料1から20）

(事務局)

(1) 就労支援センター10周年記念公演チラシ（資料1）

11月19日の日曜日に小金井市役所本庁舎3階の第1会議室で就労支援センターの10周年記念講演会を行うため、お伝えさせていただきます。

(委員)

10周年を迎えるに当たりまして、記念講演会の第1部では、市長から勤続表彰の表彰者に賞表彰状の授与をしていただく予定でございます。

市民の方も申し込んでいただいておりますので、委員の方もぜひご参加いただけましたらと思っております。

(事務局)

(2) 地域生活支援拠点等の整備促進について（資料2）

地域生活支援拠点事業は、相談支援部会で実施について、検討していただいておりますが、厚生労働省から、新しい通知が届いておりますので、説明をさせていただきます。

地域生活支援拠点の整備促進についてという形で通知が出ております。整備の目的や必要な機能の考え方は基本的には変わっておりませんが、その

中で、市町村都道府県の責務と役割という形で、具体的にどういうことをしなくてはいけないかということで、自立支援協議会と意見を交換しながら、整備していくようにという形になっております。

また、今までこの地域生活支援拠点を行うには、ハードルが高いということで、できるだけ柔軟的に運用できるように少し見直したという話を聞いております。

(司会)

今説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員)

以前にも質問をさせていただきましたが、この地域生活支援拠点の整備について、論点になるのは、医療的ケア児の問題だというふうに私は思っています。

厚労省の文書にも、随所に医療的ケア児についての記述がありますが、自立生活支援課としてはどのようなお考えなのか、ちょっとそれをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

自立生活支援課としましても、このことについては国からの計画でも定められておりますので、当然考えております。

資料には地域生活支援拠点の整備に際しての留意点という形で、協議会の活用という形で書かれています。

元々、自立支援協議会は相談を受けてどうやって地域で生活していくかというノウハウを様々な主体が持ち寄って、政策に反映するための意見交換しようという形で始まったものでございます。

こちらを踏まえて、まず市としての考えも当然ございますがそちらも押しつけではなく、自立支援協議会とともに、ご意見をという形になっております。

具体の話をさせていただきますと、資料に必要な機能等と書かれているところがありますとおり、①相談②緊急時の受入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の育成養成、⑤地域の体制づくりという形になっております。

委員が言われたのはまさにここの④の専門的人材の育成確保養成ということかと思えます。

この部分について深く議論したいところではございますが、確認したところ、研修制度を現在、作成しているという話を東京都から聞いておりますので、市としましては、国・東京都と連携をとり、相談しつつ、この支援拠点の整備についての基本的な機能を自立支援協議会で確認しながら、機能の整備を進めていきたいというふうに思っています。

(委員)

今も説明ありましたが、自立支援協議会と連携しながら、議論をしていくということでしたが、やはり専門的人材の確保、養成であったり、特に医療的ケア児の問題は非常に高度の専門的な知識等を必要としますので、現状の協議会ではなかなか厳しいところがあります。

こういった専門性を発揮できるような組織とか体制づくりを考えていかないと、現状では厳しいところがありますので、ぜひ、その辺も押さえていただき、協議会そのものに整備拡充ということが図られることも考えながら、地域生活支援拠点の整備についてご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(事務局)

(3) 全体会 8月31日会議録 (資料3)

8月31日に開催されました、自立支援協議会全体会の会議録です。ご確認をいただき、修正等ある場合には11月27日までにご連絡いただきたく思います。

(事務局)

(4) 委員提出資料 (資料17から20)

資料の17から20は委員より、提出いただきました資料です。

資料の17、18は小金井市保健福祉総合計画策定委員会に障害者専門部会の代表として出席いただいている矢野委員より、小金井市保健福祉総合計画策定委員会に提出いただきました意見提案シートでございます。

資料の19と20はそれぞれ文科省と内閣府から出されている資料となっております。

(矢野委員)

資料17、18は保健福祉総合計画策定委員会があったときに出した提案シートでございます。

これに補足で資料としては、自立支援協議会で策定した防災の4か条と避難所運営のものと、もう一つは、第三期のときに相談支援部会で事例検討してチャート化した課題図を作ったものを提案資料として出しました。

保健福祉総合計画は地域福祉計画のところにかかわる部分で、なかなか自立支援協議会の方で議論ができない部分だったので、自立支援協議会の立場からこういう意見を出したという報告になります。

特に資料18の提案シート2のところは学校の避難所として想定した場合に、基本は小中学校がどういうふうにバリアフリー化したり、日常的に学校運営ができるようなものにしていくのかということですが、その意見を出したところ、教育は教育の観点があつてということでしたので、それはそうとしても、避難所として指定されているのであれば、必要最小限は行うべきであり、学校教育はどうあったらいいのかということを考えていただきたく、資料19で文科省が差別解消の推進にあつての対応指針ということを出している通知を資料として出しました。

資料20は、内閣府が合理的配慮の提供等の事例集を29年11月に更新したのがあつたので出しました。

障がい別であつたりとか、分野別ということで、特に学校教育のところでは様々な意見が出たり、対応が出ていたり、買い物や飲食店などという場面ごとに生活場面ごとにまとめてわかりやすく対応が出ていますので、学校教育の中でどういうふうにしていけるか、考えていただけるといいのかなと思つてるところです。

この資料はどちらかという、条例案を意識したところで、どういうふうに条例案の中に盛り込める部分なのか、あるいは条例案制定後の合理的な配慮事例集として、小金井市独自の問題としてどういうふうを考えていくのかという一つの検討材料になるかなということ資料提供させていただきました。

(司会)

ありがとうございました。

今、ご説明がありました、これに関わるご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

意見というよりも、お礼なんです、学校のバリアフリー化について、前回の協議会のときにぜひこちらの保健福祉総合計画の策定委員会で、お願いいたしますといったことをここに盛り込んでいただいて、しかも教育の部分について言われたということで、このように資料も揃えていただき矢野委員に感謝申し上げますありがとうございます。

(事務局)

(5) 障害者計画・障害福祉計画について(資料4、5)

資料4は、市報11月1日号に掲載されている小金井市保健福祉総合計画の市民説明会の案内です。

資料5は、計画の説明会およびパブリックコメントでお示しする計画素案です。

計画の説明会の方につきましては、11月25日の土曜日の午前10時から、11月28日火曜日の午後6時からの2回で開催します。

また、パブリックコメントは、11月24日金曜日から12月25日月曜日の1ヶ月間で行う予定でいます。

パブリックコメントの対象は市内の在住、在勤、在学の方、市内に事務所を有する法人又はその他の団体の方が出すことができ、募集方法としては、住所や氏名、年代をご記入の上、直接、郵送、FAX、または市ホームページの専用フォームで、地域福祉課の方に提出していただく形になります。

計画の閲覧場所なのですが、市役所の地域福祉課、1階の受付、情報公開コーナー、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、東小金井開設記念会館、社会福祉協議会、障害者福祉センター、児童発達支援センターに置く予定で、結果の公表は1月下旬に予定しております。

詳細なアナウンスは、また市報もしくは、ホームページ等でもお知らせさせていただきますと思います。

(委員)

ここで提示されているのは自立支援協議会が検討している障害者計画だけなのですが、パブリックコメントは全体になるので、私が参加し、協議した大枠の保健福祉総合計画で中心に地域福祉計画があり、その後に健康増進計画など3計画がくっついてくるんですね。それが一点にパブリックコメントにかかるので、膨大な量になってしまいます。

その中で、障がい者の問題だけを取り上げてっていう形ではなく、ぜひ積極的に他の分野と今まで自立支援協議会の中で障害者計画として検討していたものが、保健福祉総合計画という上位計画のところへ移動している部分があるのか、保健福祉総合計画の前段の部分のところ結構大きな部分かと思えます。

その後に障害者計画が掲載されているので、最初のところで障がい者に係る部分もあるので、ぜひ、このパブリックコメントで意見を出していただけるとありがたいなと思っています。

そこで私が資料17、18の意見・提案シートを出した部分どういうふうに修正されるか、その場での回答がなかったところであるので、ぜひコメントを出していただけるとありがたいなと思っています。

(司会)

今、委員からありましたように、保健福祉総合計画との関係で障害者計画を見るとか、逆にこの障害者計画の観点からですね、総合計画を見るという、委員の皆さんにはそういった総合的な視点で御意見を出していただきたいというのは、御意見ありましたけれど、とても大事な視点なのかなと思います。

(委員)

計画については障害者計画だけの説明会やパブコメをするのではなく、全体をまとめて説明をし、まとめてパブコメをとるということですね。

パブコメ自体は分かれているのではなくて、一本で出してもらって項目で自分の好きなところを選んでいくっていう形になるということですね。

(委員)

補足すると、さらに(仮称)新福社会館建設基本計画の説明も含め、この分厚い計画の説明をするので、別にやるべきじゃないかという意見は出したのですが、時間的にも大丈夫だと言われてしまったので、本当に大丈夫かなという思いはあります。

そういう意味では、委員の皆さんに積極的にメールをしていただけるとありがたいなと思います。

(自立支援生活支援課長)

今、委員から(仮称)新福社会館建設基本計画、こちらの市民説明会も、当日行うという旨のお話につきまして、先に私の方からご報告しなければいけなかったのですが、申し訳ございません。

現在、(仮称)新福社会館建設基本計画につきましては、自立支援協議会からも代表で荒井委員に参加いただいております、今まで計4回、開催しています。

今般、保健福祉総合計画とあわせて、市民説明会を開催させていただきますが、こちらの福社会館建設基本計画のパブリックコメントにつきましても、実施に向けて準備しているところでございますので、ご意見いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(司会)

ちょうど今年あたり年で、この計画もありますし、条例もあるということで、なかなか厳しい中での、パブコメや説明会であると思いますので、先ほど委員からもありましたが、当日はなかなか詳細までを見れないということもありますので、いろんな方法で、意見を出していただくというなことで、自立支援協議会の皆様方にはぜひお願いしたいというふうに思います。

(事務局)

(6) 障害者週間について(資料6から16)

資料6は、市報11月1日号に掲載されている、障害者週間の案内です。

資料7は、障害者週間シンポジウム企画書案です。

企画案の中身としては、1. 目的は仮称小金井市障害者差別解消条例案についての理解と普及を図る。地域支援協議会について広く市民や障がい関係者にも知ってもらう。他の関係団体との連携を深め、今後のネットワークの強化を目指すという形です。

2. テーマは障害者週間のテーマである「ともに生きる優しいまち」に合わせて、「障がい児者と共に暮らすまちづくりを考える」シンポジウムとしてですね、「ともに暮らす小金井市」と題してシンポジウムを開催いたします。第1部、自立支援協議会からの報告、第2部が当事者の声、第3部がまとめという形にさせていただきたいと考えております。

3. 運営の主催は地域自立支援協議会で共催が障害者週間実行委員会という形です。

4. 日時が12月9日土曜日の午前10時から正午まででシンポジウムをしたいと思います。

5. 場所は宮地楽器ホールの小ホールです。

6. 協議会委員の役割分担ということで、共催の依頼と会場の確保は事務局、チラシ・ポスターの作成、講演者・司会進行は協議会の委員の皆様、当日の会場の準備は、事務局と協議会に両方でさせていただければと思っております。

資料8は、タイムテーブル案です。

資料9は、会場のレイアウト案です。

資料10は、シンポジウムのチラシ・ポスター案です。

チラシにすでに書かせていただきましたが、高橋会長に総評お願いし、矢野副会長に報告をお願いさせていただく案として作らせていただきました。

資料11はシンポジウムの進行案です。

この進行案につきましてもですね、昨年度を参考にさせていただき、馬場委員と小幡委員に司会をお願いする形で作らせていただきました。

資料12は次第案です。

当日に会場で配らせていただく次第の案でございます。

資料13は、やはり当日配布する。条例の解説案です。たたき台です。

資料14は、自立支援協議会について説明したのパワーポイント資料案

になります。

資料15は、当日配布するアンケート案です。

資料16は、東京都主催の障害者差別解消法のシンポジウムが練馬のcoconeriでされるということですので、参考にお出ししました。

(司会)

まず、前半のシンポジウムの所から、手際が良いっていうか、予想外にいろんなことを決められていてですね、見ていただいてから、御了解いただければなというふうに思います。

全体にまずですね、趣旨のあたりはですね、もうすでに障害者週間実行委員会の方と協議をしてますのでよいと思うのですが、タイムテーブルがですね、これは9時に集合で準備開始というスケジュールですよ。

去年もそうでしたが、少し早いのですが、このように進めさせていただいたと思いますがいかがでしょうかということや、それから、資料9のレイアウトも昨年と同じような形で、準備されております。

それから、ポスター・チラシも、去年もこんな形で作られております。

それから、資料11の進行案は、すでに馬場委員さんと小幡委員が司会となっておりますが、これは、よろしいですか。

みなさんも安心して聞いておりましたので、また今年もお願いできればと思います。

(矢野委員)

当日は予定があり、報告のところは出来ないのですが。

(司会)

では、どなたかに代行していただくしかないですよ。

(事務局)

打ち合わせなく、お書きしてしまい、申し訳ございません。

2年前のシンポジウムでは、まず最初に、自立支援協議会って何ですかというご説明をさせていただいてという形をとらせていただきました。

例えばですけれども、最初に自立支援協議会についてのお話をさせていただいて、その後よろしければ事務局で条例の骨格だけ。

今日の資料の後で出てくるんですけど骨格だけ御説明させていただきまして、11時頃からですね、矢野委員に思いを話していただくのはいかがでしょうか。

(司会)

内容としては、会場におられる当事者の方を含めて、広く意見を聞く時間になりますので。

まず、最初に自立支援協議会について、概要説明した後、事務局からですね、パブコメ案について、パブコメ案なのかパブコメなるかでちょっとわかりませんが、その上に説明していただいて、あとはもうフロアから司会進行のもとで意見を聞くという形にすればいいと思います。

矢野委員にはいろいろと御意見いただくということでもいいと思いますが、そういうふうになれば、昨年とちょっと違うので、パブコメの案について聞くということですので、事務局の提案の後にすぐ質疑に入る形でいくというのはいかがでしょうか。

よろしければその内容で御了解いただければということでよろしく申し上げます。

とにかく市民の方からいろんな意見を伺う機会ですので、そういう形にしたいと思いますし、そのためにはですね、やっぱりその広く当事者の方々を含めて、参加いただかなきゃいけないと思いますので。

その辺の努力は事務局や私たちがちょっとしなきゃいけないかなと思います。

(委員)

当事者の意見という形で当事者の方に発表を事前をお願いするというふうなことだと思っただけですけども、何名ぐらい、どういう障がいの方、というふうな形でしょうか。

(事務局)

実は、ここの部分の調整はまだついておりません。現在、事務局の方で探している状況でございます。

(委員)

資料16の東京都主催の差別解消法シンポジウムで、東京都の条例についての何か公表ということはあるんでしょうか。

(事務局)

都条例につきましては、今ホームページにいろいろ載せさせていただいて、協議がされているところがございますが、東京都に確認したところ、こちらの趣旨としては、都条例にかかわらず、差別解消を知らしめたいという形で都条例のことにはふれるというよりも、合理的配慮を皆さんに知ってほしいという形で

のものになるというふうに聞いております。

(司会)

今、障害者週間についてのチラシが別途、配付されましたが、前回12月9日のシンポジウムのところを、もう少し目立つようにということで、少し大きくなって作成いただきましたので、ありがとうございます。

(委員)

資料11の進行案の中に「皆様のお手元にある条例案につきまして、●●月●●日までパブリックコメントを行っております。」とありますが、パブリックコメントを改めてやるんじゃなくて、シンポジウムの説明を持ってパブリックコメントを同時並行的にやって、改めてやらないということですか。

ということと、会場から皆さんが意見を出されますね、何か改めてその前に参考になる資料というのは何らかの形で示されるんですか。

(事務局)

この進行案を作らせていただいた時点では、パブリックコメントをどうにか間に合わせたいというところで作成いたしておりました。しかし、本日、条例案を提出したかったところですが、誠に申し訳ないのですが、それが叶わなかった部分でございます。この進行案自体は事前に作成をしておいたもので、修正をせずにこのように書いたまま資料として提出してしまいました。

次の障害者週間のシンポジウムまでも時間がないということと、条例案も出来てないといけないものですので、至急また作り直しさせていただき、シンポジウム開催までに委員の皆様が集まる機会がない状況ですので、シンポジウム開催日の12月9日までにはメール等でお送りするようにさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

(委員)

ということは、当日初めて資料が配られるということですね。

条例案というのは、皆さんそれを見て意見を言うということになるわけですね。パブリックコメントも同時にやると。何日までに出してくださいと。だから改めてパブリックコメントはやらないという事ですね。

(自立生活支援課長)

自立生活支援課長です。

事務局より申し上げましたが、本来であれば、本日のこの委員会の場に前回、

皆様からいただいたご意見を調整した上でのパブリックコメントに向けての条例案という形で御提示させていただくべく、調整してまいりましたが、特に内容について、まだ調整ができていないということで、本日こちらにお示しすることができなかった次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

障害者週間シンポジウムまでに条例案という形で出てくるのかということであれば、現時点では、ちょっと難しいのかなという思いはございます。

ただ冒頭、市長が申ししておりましたが、今年度、市長の施政方針の中でも、条例を制定するという事は強く思っておりますので、まずは今年度中の制定を目指して、限りなく庁内調整等を進め、またその条例案につきましては、皆様にまたお示しさせていただきながら、パブリックコメント等を開催できる段階になりましたら、また皆様に御報告させていただきたいと思っております。

本日はこの場でお示しできなかったことについては、私からお詫びさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

(委員)

了解しました。

ですから、資料11は多少内容が変わってくると。

この通りにはいかないということですね。

(司会)

冒頭にあった市長の挨拶に込められた発言がある面で全てでですね、まだ形になってないけれども、とにかく必ず仕上げていくんだってということで今日おいいただきましたので、その思いを受け取ってもらって、当日12月9日のシンポジウムには、できる限り条例案に近いものを出していただくよう、事務局に頑張ってくださいってことになるのかなと思います。

4 その他委員からの発議

(司会)

その他、委員からの発議ということですが、何かご提案等ございますか。

よろしいですか。では、次回以降の開催日について、事務局から説明をお願いいたします。

5 次回の開催日程について

(事務局)

次回からの予定につきまして、申し上げます。

次回の予定につきましては、次がですね障害者週間のシンポジウムにご出席いただける方は12月の9日の土曜日です。

また、自立支援協議会の会議としては、次回が専門部会となり、年を明けてですが、1月19日の金曜日になります。

全体会については、その次の、年明け2月27日の火曜日となっています。

(司会)

それでは、第7回の地域自立支援協議会全体会を閉会いたします。

会議の非常にスムーズな進行に当たりまして、ご協力いただきありがとうございますございました。

(委員)

ちょっと戻ってしまうのですがけれども、障害者差別解消条例案は、市は何か準備中ということで、まだ確定されてはないということによろしいでしょうか。

(事務局)

まだ確定できてございませんので、今日お示しすることができませんでした。申し訳ございません。

(委員)

それはいつ、委員の皆さんに示していただけるのか。

(事務局)

現状では、いつということが申し上げられない状態です。ただ、事務局としては、皆様の意図を酌んで、条例ができるように、鋭意とりくんでいる状況です。

申し訳ございません。

(委員)

それで、12月9日には、出せる、出せないどちらになりますか。

(事務局)

条例の確定案というのはちょっと12月はなかなか難しい部分があるのかなというふうに思っています。

(委員)

12月は無理ということですね。一般の方は曖昧のままで聞くという、それで

参加をしていくということですか。

資料10のチラシによると、これは矢野委員の気持ちだけを話していくということですか？

(司会)

この間、私も事務局と一緒に、様々な形で動いてきました。

しかし、残念ながら今日は出すことはできないという形になっております。

12月9日には、矢野委員の思いじゃなくて、可能な限り、形になりうるものまでのところを市民の方に提案するということですので、曖昧なものではないというふうに考えております。

そのようにしなければ、自立支援協議会主催のシンポジウムにとして成立しないと思いますので。

曖昧なものではない、可能な限りパブリックコメント案に近い形のものを、事務局の方から提案するという形になると思います。ただ、それは確定案ではないということの差異だと思うのですが。

(委員)

12月9日のときにパブリックコメントをいつからいつまでにやるという発表はできるのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。可能な限り頑張らせていただきますけれども、そのときにお答えできるかどうかはちょっとわからないところでございます。ご容赦ください。

(司会)

一応終了したので、だから再開じゃないので、その上での意見でしょうか。

(委員)

私も市長にメールを何度か直接送らせていただきました。

ちょっと大変失礼な文面で書いてしまった部分もあるのですが。

一つは、私達が約二年、協議して出来上がったものに対して市長は、どういう見解を持っているのかという、率直なお考えを聞きたかったのですが、残念ながら挨拶の中でも、その辺についての御見解が聞けなかったらとっても残念だし、今庁内で庁議をして調整をしているというのは、それはやむを得ないことかなと思うのですが、あまりにも時間がかかりすぎていて、そこら辺はもう少し

迅速に対応して、12月9日にぜひ発表できるような形にしていきたいし、事前に協議会の委員の皆さんに出してもらってそれでOKと言うのであれば、早くホームページでアップして、広く知ってもらって、当日来てもらって意見が聞き出してもらえるような準備がないときっと12月9日に来てもらって期待をしてきた人たちもね、不満が出てくるのではないかなと思っていますので、ぜひ準備をしていただければと強く要望させていただきます。

(司会)

今のはちゃんと議事録に残しておいていただければと思います。

(委員)

ちょっと日程に矛盾があるような気がして、1月19日が専門部会であれば、条例のパブコメ案の確定はしないという前提ですか。

できれば1月19日を全体会にして、条例を確定させて、パブコメを取るという段取りが正しい段取りではないでしょうか。

(事務局)

まず5月に当初決めた全体会と合同部会との切り分けがそうなってる形で、次回1月19日が専門部会、2月27日が全体会というふうに話をさせていただきましたので、基本的な理解としては、馬場委員のおっしゃるとおり、2月27日じゃないと確定できないのではないだろうかという話はそのとおりでございますが、皆さん御存じのとおり、専門部会が終わった後の合同部会です、全体で確認を取らせていただくという手法も含めて対応させていただければというところです。

(司会)

今季は決めなきゃいけないことがすごく多いと思いますので、1月も含めて少し時間をとって議論をしなければいけないのではないかと思います。

(委員)

差別解消条例の中に市の責務というふうにありますよね。

市の責務はすごく大事なことだと思うんです。

きちんと条例、将来、スタートするときに、市はどのようなふうな責務をきちんとやっていくのか期待しているわけです。

あまりにも遅すぎると。市の対応がちょっと曖昧なので、形ばかり条例案だけでやっていていいのか、ちょっとそこら辺が、認められないですね。

(司会)

今は条例の議論をしているのではないので、これはご意見ということで、記録に残していただければと思います。

それでは、いろんな課題があって12月9日をどう迎えるか、なかなか厳しいところもありますが、事務局とも連携しながら、私も頑張っていければなと思っています。

非常に難しい問題をですね、いただきながら、何とか進めていければなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

では第7回の地域自立支援協議会全体会を閉会いたします。どうもありがとうございました。